

市民意見の募集について（修正案）

今回の保育料審議会では、第1回目の審議の中で、市民の意見を聞く会を開催地域や時間を分けて計3回実施することを決定し、より多くの市民の方から意見を聞くことができるかたちになりました。

さらに、意見を聞く会当日に参加できない方からも、広く意見を聞くために、下記のとおり、前回同様『市民意見の募集』について今回も実施したいと考えており、委員の皆様のご意見をお伺います。

記

1. 実施期間 7月下旬から9月下旬まで（随時）
※ 第3回保育料審議会で内容が確定してから約2か月程度
2. 実施方法 審議会事務局（子ども育成課）まで文書にて提出
※ メールによる提出も可
※ 形式は自由
3. 聴取内容 **保育料等に関する意見、要望などを自由に記載**
4. その他 頂いた意見は、第4回審議会（8月26日）で途中経過を、第9回審議会（10月6日）で最終のまとめを審議会資料として提供予定。